

令和8年1月22日（木曜日）

○議事日程

令和8年1月22日（木）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第 1号 令和7年度東庄町一般会計補正予算（第5号）

日程第 4 議案第 2号 令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第4号）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番	海	宝	和	宏	君	
2番	渡	邊	幸	江	君	
3番	前	田	君	江	君	
4番	岩	井	弘	晃	君	
5番	越	川	良	男	君	
6番	桜	井	莊	一	君	
7番	宮	澤		健	君	
8番	大	網	正	敏	君	
9番	板	寺	正	範	君	
10番	佐	久	間	義	房	君
11番	高	木	武	男	君	
12番	鈴	木	正	昭	君	
13番	山	崎	ひろみ		君	
14番	柳	堀		忠	君	

○欠席議員

なし

○出席説明員（6名）

町	長	岩	田	利	雄	君	
副町	長	向	後	喜	一	朗	君
総務課	長	香	取	康	成	君	

まちづくり課長 堀江弘之君
健康福祉課長 高木多恵子君
教 育 長 石橋宏克君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 布施光規
次 長 向後順子
主 査 白石直人

(午前10時00分 開会)

議長（柳堀 忠君）

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和8年東庄町議会第1回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、12番 鈴木正昭君、2番 渡邊幸江君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに議会運営委員会において、意見の一致を見ております。

お諮りします。

本臨時会の会議は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（柳堀 忠君）

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会議は本日一日限りに決定しました。

日程第3、議案第1号、令和7年度東庄町一般会計補正予算第(第5号)及び日程第4、議案第2号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算(第4号)、以上、2案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいま一括議題となりました議案第1号及び議案第2号、2件の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

最初に議案第1号、令和7年度東庄町一般会計補正予算(第5号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ72億4,750万3,000

0円とするものであります。

また、第2条繰越明許費で、翌年度に繰り越して使用することの出来る経費を定めております。この度の補正予算につきましては、衆議院議員総選挙に伴う事業費及び物価高騰対策費として、生活者などへの支援を実施するものとなります。

主な補正内容でございますけれども、総務関係では、衆議院議員総選挙が見込まれることから、必要経費を新規計上しております。民生費関係では、子育て世帯に対する支援といたしまして、子供1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当について、新規計上しております。加えて、町独自の支援といたしまして、こちらの2万円の手当に、子育て世帯応援給付金として1万円を上乗せする事業についても新規計上しております。衛生関係では、生活者や事業者に対する町独自の支援といたしまして、現在実施しております水道料金を減免延長するもので、水道事業への繰出金の増額補正をしております。商工関係では、生活者に対する町独自の支援といたしまして、クーポン券の支援事業を新規計上しております。これは東庄町暮らし支援券コジュリン10000といたしまして、町内の取扱店で利用可能なクーポン券について、町民1人当たり1万円分を支給する事業となります。歳入につきましては、歳出に伴う国県補助金等補正し、歳入歳出に不足する分につきましては、繰越金補正をしております。

続いて、議案第2号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

この補正につきましては、物価高騰に直面する生活者や事業者に対する支援といたしまして、現在実施している水道使用料金の基本料金の減免期間を延長するものであります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、事業収益の総額を4億3,951万7,000円に事業費用の総額を4億3,744万6,000円にするものであります。

以上、議案第1号及び議案第2号の提案理由を申し上げます。

詳細につきましては各担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、令和7年度東庄町一般会計補正予算（第5号）の内容について説明させていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の7ページをお願いします。

2款・総務費から説明させていただきます。4項3目・衆議院議員総選挙費の合計1,076万4,000円。衆議院解散に伴う総選挙が見込まれることから、新規計上するものです。財源につきましては、県委託金を見込んでおります。

内訳としまして、1節・報酬85万円。選挙に伴う管理者や立会人への報酬です。3節・職員手当等400万1,000円。選挙事務にかかる時間外勤務手当などです。

8節・旅費1,000円。出張等に伴う普通旅費です。

10節・需用費144万1,000円。消耗品や燃料費などの経費となります。

11節・役務費145万5,000円。郵便料や選挙用備品点検料などです。

12節・委託料129万5,000円。ポスター掲示場の設置撤去委託料などです。

13節・使用料及び賃借料を66万5,000円。自動車借上料や期日前投票システムの使用料などです。

8ページに移りまして、17節・備品購入費105万6,000円。こちらは投票用紙交付金の購入を見込んでおります。

次に、3款・民生費、2項5目・物価高対応子育て応援手当事業費の合計2,839万2,000円。子育て世帯に対する支援としまして、物価高対応を子育て応援手当を支給する事業で、財源につきましては国補助金を活用し、実施するものです。

内訳としまして、3節・職員手当等10万円。支給事務に対する時間外勤務手当です。

10節・需用費4万円。支給事務に係る消耗品です。

11節・役務費25万円。通知関係の郵送料及び口座振込手数料です。

12節・委託料88万2,000円。支給関連のシステム改修委託料です。

18節・負担金補助及び交付金2,712万円。物価高対応子育て応援手当として、0歳から高校生世代までの子供1人当たり2万円を支給するもので、1,356人分の支給を見込んでおります。

次に、6目・子育て世帯応援給付金事業費の合計1,356万円。こちらは、町独自の子育て支援として実施するもので、ただいま申しあげました物価高対応子育て応援手当の支給対象者に対し、1万円を上乗せし支給するものでございます。財源につきましては国交付金を活用し、実施いたします。

続いて、4款・衛生費、1項3目・環境衛生費の27節・水道料金減免対策繰出金1,965万9,000円。こちらも町独自の支援として実施するもので、官公庁分を除いた一般用の水道基本料金について、こちら令和7年の8月から令和8年1月までの6ヶ月間の減免ということで現在実施しておりますけれども、減免期間を延長しまして、2月から3月までの2ヶ月分の水道基本料金を減免するものです。繰出金については、減免を実施する水道事業に対し、一般会計から必要な経費を繰り出しするものとなります。この事業の財源につきましても、国交付金を活用いたします。なお、新年度予算においても4月から8月分までの減免を検討しているということを申し添えさせていただきます。

続いて、6款・商工費、1項4目・物価高騰対応事業費の合計1億4,262万4,000円。町内のクーポン取扱店で食料品等の購入に利用可能なクーポン券について、町民1人当たり1万円分を支給する事業となります。こちらの財源についても、国の交付金を活用し実施いたします。

事業の経費内訳としまして、3節・職員手当等50万円。クーポン関係事務に対する時間外勤務手当などです。

10節・需用費10万円。クーポン関係事務に係る消耗品費です。

11節・役務費575万円。クーポン券の郵送料です。

12節・委託料1,127万4,000円。クーポン券の換金業務委託料及びクーポン券や宛名シール等の作成業務委託料です。

9ページに移りまして、18節・クーポン券発行事業交付金1億2,500万円。クーポン券の原資としまして、引換業務の委託先に対する交付金となります。クーポン券の引換見込数として1万2,500人分を見込んでおります。

次に、歳入について申し上げますので、お手数ですが、議案書の6ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、2項1目3節・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,133万3,000円。歳出補正で申しあげました子育て世帯応援給付金

事業、水道料金減免事業及びクーポン券発行事業に対する交付金となります。

2目2節・児童福祉費補助金の合計2,839万2,000円。歳出補正の民生費で申しあげました、物価高対応子育て応援手当事業に対する補助金となります。

16款・県支出金、3項1目・総務費委託金1,023万4,000円。歳出補正の総務費で申しあげました衆議院議員総選挙に対する委託金でございます。

最後に、歳入が歳出に不足する504万円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を増額するものです。

続いて、4ページにお戻りいただきまして、第2表をお願いいたします。

補正予算第2条の繰越明許費として、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰越して使用することが出来る経費を定めるものでございます。4件ございまして、繰越理由はいずれも事業完了までに期間を要すること、及び国交付金の精算に期間を要することによる繰越しとなっております。

初めに3款2項・物価高対応子育て応援手当事業2,839万2,000円。歳出補正民生費で申しあげた費用となります。

同じく3款2項・子育て世帯応援給付金事業1,356万円。こちらも民生費で申しあげました費用となります。

4款1項・水道料金減免対策繰出金事業1,965万9,000円。歳出補正、衛生費で申しあげた費用となります。

最後に6款1項・物価高騰対応クーポン券支給事業を1億4,262万4,000円。歳出補正、商工費で申しあげましたクーポン支給事業となります。

以上で令和7年度東庄町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、議案第2号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第4号）について申し上げます。

この補正につきましては、町長の提案理由にもございましたが、物価高騰に対する支援として、現在実施している水道料金の基本料金の減免期間を延長するものでございます。令和7年8月分から令和8年1月分までの減免期間を令和8年3月ま

で延長し、一般用の水道料金のうち基本料金2,310円を月ごとに減免いたします。この水道料金の減免につきましては、国の重点支援交付金を活用した事業として、一般会計からの繰出金を財源としております。なお、一般会計の内容説明でも申し上げましたが、新年度予算において4月から8月までの減免を検討しておりますことを申し添えます。

それでは、17ページをお開きください。

令和7年度東庄町水道事業会計補正予算(第4号)実施計画内訳書でございます。

収益的収入について、第1款・事業収益、第1項・営業収益を1,917万3,000円減額し、第2項・営業外収益を1,965万9,000円を追加し、事業収益総額で4億3,951万7,000円にするものでございます。

内訳といたしましては、営業収益から2ヶ月分の基本料金分1,917万3,000円を減額し、営業外収益に一般会計から減免額及び委託料等を合わせた金額1,965万9,000円を繰り入れるものでございます。

収益的支出につきましては、第1款・事業費用、第1項・営業費用に48万6,000円を追加し、事業費用総額で4億3,744万6,000円にするものでございます。

内訳といたしましては、営業費用に基本料金の減免に係るシステム改修等の委託料48万6,000円を追加するものでございます。

続きまして15ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、今回の補正による増減はございません。

以上で、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算(第4号)の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(柳堀 忠君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

3番、前田君江議員。

3番(前田君江君)

ページでいうと9ページなんですけれども、クーポン券のことでちょっとお伺いしたいんですが。先程、クーポンを町民全員にということだったんですけれども、これは、今現在、町に住所がある方の人数ということよろしいでしょうか。ここ

から引っ越しされた方に改めて発行するというにはあるのかどうかを伺いたいです。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。クーポン券の対象者でございますが、令和8年2月1日時点において東庄町の住民基本台帳に記録されている者、ただし基準日以降、令和8年3月1日までに転出した者、基準日以降に死亡した者を除くものであることということで想定をしております。現在の想定では2月1日現在の住民と、3月1日までに住民基本台帳に記載された者も含まれるということで要綱を制定しております。以上です。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。他にございますか。

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

2点ほどちょっとお聞きします。まず8ページの17節の備品購入費、これはよく聞き取れなかったもので、投票の何とかということで、これって機械だと思うので、新しく買う必要はないんじゃないかな、前にあったやつを使えなくなったのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

それともう一つなんですけども、9ページの18節・負担金のところクーポン券についてなんですけども、1万円のクーポン券ということなんですけども、私としては1万円プレミアムがついた商品券というのも考えられると思うんですけども、なぜ1万円のクーポン券にしたのか、プレミアム付商品券という手もあったと思うんですが、なぜそうしなかったのかちょっとお伺いします。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

まず1点目に選挙費の備品購入品の質問についてお答えいたします。備品購入については、投票用紙の交付機です。用紙を投票所で交付する機械の購入を予定しております。こちらについては、今現在も使用している機械ございますけれども、毎

回点検などを行っている中で、実際に保守というか、点検して耐用年数が過ぎているものもありまして、そういうものも含めて使ってはいるんですけども、今後そちらについては不具合があった場合に使えなくなる可能性もありますので、新規に購入を予定しております。以上です。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。クーポン券につきましては、プレミアムクーポン券という方法もございます。こちらはある程度の金額のクーポンを購入した方にプレミアムで加算するという事業だと思われませんが、今回の事業につきましては購入の必要はなく、プッシュ型で町から町民全員に郵送して1万円使える券を送るという事業になっております。

こちらにつきまして、なぜこうしたかということですが、購入の必要のあるプレミアム商品券よりも、現在生活に困窮している方に対する支援としては、購入しなくても使える商品券ということで選定をしております。以上です。

議長（柳堀 忠君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解いたしました。プレミアム商品券につきましては、商品券買うのは、今物価高に対して貧窮してる方にとっては、やはりそっちの方がいいのかなと考えますので、了解いたしました。以上です。

議長（柳堀 忠君）

他にございませんか。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

この商品券の配付ということなんですけども、全部これ配付しちゃっていいものなんでしょうか。私はね、全部国から来たそのお金を町民に配る、もらわないよりはいいと思いますが、将来のためにそれをきちんとして、いくらかでも、2割でも3割でも、あるいは半分でも基金として積立しておいて、将来のために投資をする。そういう基金としてやることは出来ないでしょうか。どうでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、今回の交付金につきましては、国の方で算定をされておりますけれども、全国、日本国民全員に対してですね、物価高についていろいろなものが高くなり、生活において大変苦勞をしているということを根拠に各市町村に交付されております。

町といたしましても、その交付された財源を住民の方に利用していただけるように考えて、今回のような事業というふうに補正予算を作成させていただいておりますので、まず住民の方が困っているというところについてはすぐ対応して、この交付金を活用していきたいと考えております。以上です。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。他にございませんか。

9番、板寺正範君。

9番（板寺正範君）

8ページの、同じく、ただいまのクーポン券の話なんですけれども、国県の支出金が1億3,800万円、一般財源が385万1,000円ということでありまして、この事業費と一般財源のこの関係をちょっとお聞きしたいんです。

多分、不足分を一般財源で補うという考え方かなとは思いますがけれども、この一般財源を使わなければならないとか、何かそういった決まり、あるいは一般財源はこの説明の中で、職員手当、事業費、役務費とかいろいろありますけれども、どの部分は一般財源を使わなければいけないとか、そういったものはあるんでしょうか。要は、国県支出金のそのものの総額自体で事業を納めるとかということは可能なのかどうか。あるいはそれとは別に、そこにプラスして一般財源をもっとどどつと入れて、もっと大きな事業としてこの事業を行うということも考えられるのかどうか。その点をちょっとお伺いします。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、まず一般財源部分につきましては、全体

この4目全体での中での金額になりますので、どの部分がというところで予算として金額は出ておりません。全体の中で一般財源が385万1,000円、今回の補正として入れてございます。

また、一般財源をもっと導入して、例えばその交付する金額を増やすことが出来るかというお話でありますけれども、もともとこの交付金を活用して行うものというのでありますので、一般財源を必要以上に入れて行うことは、また町の財政の方にも影響がありますので、基本としてはその国からの交付金をもとに、金額を算定しておりますので、そうすると1人当たり1万円になるのかなというところで補正予算を作成したものとなっております。

また、一般財源につきましても、基本的には一般財源がない状態で、予算の方は組めれば一番よろしいのかなとは思いますが、やはり1万円の金額ということで人数を出しておりますので、なかなかこちらも端数でやるという形も難しいと思いますので、基本1万円のクーポンというところが一番分かりやすいかなというところで予算を組んでおりますので、金額につきましても不足する金額ということで、一般財源がこちら必要になったというところでご理解いただきたいと思います。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。

9番、板寺正範君。

9番（板寺正範君）

分かりました。要するに交付金を事業化するにあたっては、一般財源をどのぐらいそこに使わなければいけないとか、その事業の内容で、その経費にこれを充てなければいけないというような、そういうものはないということでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

議長（柳堀 忠君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第1号、令和7年度東庄町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会令和8年第1回臨時会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には執行部より、議案2件を上程をし、原案のとおり可決いただきまして、誠にありがとうございました。

計画された事業を実施し、町民福祉の向上に努めてまいります。

さて、国政におきましては、明日1月23日召集の通常国会冒頭で、衆議院が解

散をされ、衆議院議員総選挙が執行されます。選挙後の国の動向を注視しながら、東庄町として、町民のための取組を鋭意進めてまいる所存であります。

大寒を迎え、まだまだ寒い日が続いております。議員各位におかれましても、健康に留意をされ、益々のご活躍をご祈念申し上げますと共に、今後ともご指導、ご支援を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでした。

議長（柳堀 忠君）

私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日の臨時会大変お疲れさまでした。また、慎重審議に感謝申し上げます。今町長からお話がありましたように、審議をいただいて可決いただいた特別臨時給付金、速やかな執行を望むものです。町民の中には、これだけニュースが出てるわけですから、いつということが非常に気になってることかと思えます。是非速やかな執行をお願いしたいと思えます。

あわせて、明日衆議院が解散され、第51回衆議院議員選挙が執行されます。その準備、この短い期間で本当に町としての選挙管理委員会を含めて、様々な担当する方々達のご苦労は大変なことだと思っております。そのご苦労の先には新しい日本が進む道を示してくれる選挙結果をもって、政治が進むのではないかと、期待を大きくするところでございます。皆様の周りにおかれましても、棄権することなく、投票へ行けるようにお勧めいただければと思っております。

今が一番寒い時です。ご自愛いただき、この次の会議、3月に本会議も予定されております。是非またこれからもよろしく願いしたいと思えます。お疲れさまでした。

以上で、令和8年東庄町議会第1回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時34分 閉会）